

企画競争に関する公示

次のとおり企画競争について公示します。

令和8年6月16日

日本司法支援センター 理事長 白石 史子

1 企画競争に付する事項

- (1) 件 名 外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託
- (2) 仕様等 企画競争説明書、仕様書及び提案書提出要領による
- (3) 履行場所 日本司法支援センターが指定する場所
- (4) 履行期間 仕様書による

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 仕様書第6の2「公的な資格や認証等の取得」に掲げる条件を満たす者であること。
- (5) 企画競争公示日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

3 提案書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（木村）
電話 050-3381-1573

4 企画競争説明書等の配布期間及び配布場所

企画競争公示日から令和8年7月31日（金）
上記3の場所及び当センターホームページ上

5 企画競争説明会の日時及び場所

企画競争説明会は実施しない。

6 プレゼンテーションの日時及び場所

令和8年7月24日（金）（開始時刻は個別に通知する。）
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 会議室

7 候補者の選定

提案書提出要領に基づき提出された提案書及びプレゼンテーションについて評価を行い、契約候補者を選定する。

8 契約保証金

納付を免除する。

9 企画提案書の無効

本公示に示した参加資格のない者の提案書は無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 詳細は、企画競争説明書等による。

(2) 本公示期間中に公示内容に変更が生じた場合又は本公示を取り消す場合は、上記3の場所及び当センターホームページ上において公示する。

外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託

期 日	業務内容	備考
6月16日 火	企画競争公示 ※法テラスホームページに掲出 本部事務所南側入口掲示板に掲示 企画競争説明会(実施しない)	
6月26日 金 17:00	質問書提出期限	
7月1日 水 17:00	質問書回答期限	
7月16日 木 17:00	企画提案書等書類提出期限	
7月22日 水 17:00	プレゼンテーション開始時刻通知	
7月24日 金	プレゼンテーション ※各者説明時間30分、質疑応答時間10分	本部会議室
7月29日 水	契約候補者選定予定日	
7月31日 金	契約締結日(予定)	

企画競争説明書

日本司法支援センター

企画競争に参加する者は、企画競争に関する公示、別添契約書案及び本書記載事項等を熟知の上、参加すること。

- | | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 件名 | 外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託 |
| 2 | 仕様 | 別添仕様書のとおり |
| 3 | 企画競争説明会 | 実施しない |
| 4 | プレゼンテーション日時及び場所 | 令和8年7月24日(金) (詳細は個別に通知する)
日本司法支援センター本部 会議室
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 |
| 5 | 契約予定日 | 令和8年7月31日(金) |
| 6 | 履行期間 | 別添仕様書のとおり |
| 7 | 参加資格 | |

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者であること。

(4) 仕様書第6の2「公的な資格や認証等の取得」に掲げる条件を満たす者であること。

(5) 企画競争公示日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

8 企画競争参加条件

企画競争に参加しようとする者(以下「参加者」という。)は、以下に掲げる書類を準備し、下記の提出期限までに指定の場所に持参(土日祝日並びに12月29日から1月3日までを除く毎日、10時から17時まで)、郵送等(書留郵便等に限る。提出期間内必着)又は電子メールにより提出すること。

電子メールで提出する場合のメールの表題は、「【企画競争書類提出】外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託 ○○社」とすること。

(1) 本件仕様書の要件を満たすことを確約した書面(別紙「履行確約書」書式による)…………… 1部

(2) 「プレゼンテーション開始時刻通知書」(別添参照)…………… 1部

別添「プレゼンテーション開始時刻通知書」に会社名、担当者名、FAX番号及びメールアドレスを記入の上、提出すること。

(3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「資格審査結果通

- 知書」の写し…………… 1部
- (4) 本件仕様書に基づいた見積書…………… 1部
見積書の様式（様式は任意）に、本件業務に係る経費の精算内訳（業務内容、単価、数量及び料金、並びに本件仕様書に基づく各業務ごとの内訳を詳細に記載すること。）を記載し、参加者（法人の場合は代表者）が署名又は記名押印を行うこと。
- (5) 「暴力団排除に関する誓約書」（別添書式による）…………… 1部
- (6) 仕様書第6の2「公的な資格や認証等の取得」に掲げる条件を満たす者であることを証する書面の写し…………… 各1部
- (7) 別添「外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託 提案書提出要領」に基づく提案書等…………… 提出要領に示す部数
※なお、副本には会社名等を記載せず、提案者を識別できないようにすること。

提出期限 **令和8年7月16日（木）17時00分**
提出場所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係**
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
電話番号：050-3381-1573
E-mail：keiyaku@houterasu.or.jp

※書類提出時に添付の「競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト」により内容を確認の上、提出すること。

9 プレゼンテーション

上記8に記載した書類が提出された後、提案書等に基づくプレゼンテーションを実施する。

実施日 **令和8年7月24日（金）**
※開始時刻については、**令和8年7月22日（水）17時00分**までに個別に通知する。
※プレゼンテーションの持ち時間は**1者につき40分**
（各者説明時間30分程度、質疑応答時間10分程度）

実施場所 **日本司法支援センター本部 会議室**

提案書又は提案書抜粋資料を用いて説明すること。プレゼンテーション当日の提案書等の変更や追加は認めない。

プレゼンテーションの実施に当たっては、公平な審査を実施するため、提案者名及び提案者名を推測できる発言等は控え、資料についても、提案者名の記載がないものを使用すること。

プレゼンテーションで使用するパソコン等の端末について、貸し出しは行っていないため、パソコン等の端末を使用する場合は、持参すること。

10 契約上限額

4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

11 提案書提出要領に基づき提出された提案書及びプレゼンテーションにより評価を行い、契約候補者を選定する。評価項目は、「外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託 評価基準表」のとおり。

選定された契約候補者と、センターにおいて定めた予定価格の制限の範囲内で契

約金額を決定し、上記5の契約予定日付けで別添様式による契約書を取り交わすものとする。

12 本件企画競争の参加に必要な資格がない者の提出資料は無効とする。

13 質問書の提出

仕様に関して質問がある場合は、後記質問書提出期限までに後記14の問合せ先に質問書（別添参照）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない）。

質問書提出期限 **令和8年6月26日（金）17時00分**

提出場所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係**

質問回答期限 **令和8年7月1日（水）17時00分**

14 企画競争手続に関する問合せ先

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（木村）

電話番号：050-3381-1573

FAX番号：03-5358-1058

E-mail：keiyaku@houterasu.or.jp

※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付すること。

メール表題例

【企画・質問】外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託 仕様書に関する質問について ○○社

15 その他

(1) 企画競争手続及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

納付を免除する。

(3) 費用の自己負担

参加者は、契約の有無にかかわらず、参加に要する一切の費用を負担するものとする。

外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託
調達仕様書

日本司法支援センター

第1 件名

外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託

第2 目的

本業務は、日本司法支援センター（以下「センター」という。）本部国際室における外国人等に対する情報提供に係るデータについて、テキスト分析及び統計的分析することにより、日本に定住する外国人が抱える法的トラブル等の問題を多面的に把握し、法的問題の傾向や必要な支援ニーズ・課題を可視化すること及び頻出するトラブルについては対応結果までを記載したケースブックを作成するための事例（相談類型ごとの対応パターン）を整理・集積することを目的とする。

第3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

第4 委託業務の内容及び履行期限

1 概要

受託者は、次に掲げる各業務を実施する。

なお、本業務は、センター及びセンターが指定する外国人支援に関する知識を有する学者等（以下、「有識者」という。）と共同して実施するものであるところ、有識者については、センターが選出し、有識者が行う分析等に要する費用もセンターが負担するため、経費として計上する必要はない。

(1) データ分析方針の策定

(2) データ分析

有識者による相談データのテキスト分析及び統計分析について、ソフトウェアを用いたデータ分析等により支援する。

(3) 分析結果報告書の作成及び提出

ア 分析結果を図表等の見やすい形式に出力する。

イ 有識者が分析結果をまとめるための、たたき台を作成する。

ウ 深刻度が低く比較的定型的な対応が可能な相談を抽出し、相談類型ごとに、回答・案内内容及び対応結果のパターンを作成する。

エ 相談類型や相談者の属性ごとに、頻出の相談内容及び回答・案内内容を抽出し、その傾向を可視化する。

2 センターが提供するテキストデータ

本業務の実施にあたり、センターは、受託者に対し、国際室で外国人、外国人支援者及び企業等に対して主に弁護士が行った約 7,700 件の情報提供のテキストデータ（以下、「情報提供テキストデータ」という。）を、CSV 方式で提供する（データのサンプルは、仕様書別紙 1 のとおり）。

当該データに個人情報とは原則として含まれないが、実際の相談事例であり、また相談内容などから個人を特定できる可能性もあるため、その取り扱いには細心の注意を払うこと。

なお、時系列分析等においてクロス解析するため、国際室が定期的で開催しているセミナーに係るデータなどを追加で提供する場合がある。これらのデータについても、その取り扱いには同様の注意を払うこと。

3 データ分析方針の策定

(1) 概要

センターが提供する情報提供テキストデータ（仕様書別紙 1 参照）の内容を把握し、分析方針・分類案の初期検討を行う。

(2) 対応者

受託者、有識者、センター

(3) 業務内容

受託者は以下に掲げる業務のうち、アとイについては、センター及び有識者と共同して行い、ウからオの業務内容については、主体的に業務を行うこと。

ア 情報提供テキストデータの内容把握

イ 分析目的のすり合わせ

ウ 分析観点の初期整備（受託者）

エ 分析方法の検討及び提案（受託者）

オ テキスト分析に必要な辞書整備の開始（受託者）

4 データ分析

(1) 概要

月1回程度、有識者及びセンターと会議を行いながら、相談内容又は相談者の属性ごとの相談傾向の分析を実施する。頻出する相談内容については、相談者の属性ごとに具体的な事例と対応方法を可視化する。会議の回数は最低4回とするが、必要に応じて会議回数を増やすため、これに応じること。なお、会議の開催方法はオンライン又は対面とし、日時の調整・会議の運営はセンターにおいて行う。

(2) 対応者

受託者、有識者、センター（会議の運営）

(3) 業務内容

ア データ整形／前処理

イ データ分析

ウ 毎月の会議のために分析途中の報告準備

エ 会議での指摘事項を反映した改善案の提出（次回会議まで）

(4) 分析の例

実際の相談データについて、可能かつ有効な分析方法を有識者ととともに検討する。以下のような分析を想定している。

ア トピック分析、単語頻出分析等を用いた相談カテゴリごとの傾向

イ 相談者（当事者）の属性（国籍・在留資格・性別・居住地域・対応言語等）ごとの相談内容の傾向

ウ 対応言語別の相談傾向

エ 居住地域ごとの相談傾向

オ 相談内容の深刻度分析（トピック数・感情極性等を用いた複数指標を総合的に用いる分析）

カ 時系列分析（年度・月別推移）

キ 相談者が支援者である場合のアとの違い

ク 「よくある相談」と対応する標準回答例の抽出

ケ 深刻度の低い相談及びこれに対応する標準回答例の抽出

(5) 分析方法

センターが提供する情報提供テキストデータ全件を母集団として、既存の相談分類及びFRESC内容分類を参考としつつ、外国人

支援に適した相談カテゴリへの再分類を行うとともに、テキスト分析のための辞書を整備する。加えて、分析キーワードの設定を行う。分析キーワードの設定は、有識者との打合せで検討して決定する。

形態素解析等により相談内容テキストを整理した上で、テキストマイニング、単語頻出解析、N-gram分析、係り受け解析、トピック分析、感情極性分析等の手法を用いて分析を行う。また、相談内容に含まれるトピック数、感情極性値等を用いて深刻度に関する複数の指標を作成し、相談内容の特徴を多面的に分析する。前述のとおり、受託者、センター及び有識者の三者が参加する会議において、分析方針について適宜協議をしながら分析を進めること。

5 分析結果報告書の作成及び提出

受託者は、第4の3及び4で実施した分析結果をまとめた報告書を作成し、第4の6に定める納入期限までに提出すること。納入期限は令和9年1月末頃を予定しているが、詳細はセンターと受託者で協議の上、決定する。

なお、図表案の作成に当たっては、集計データに加え、属性クロス分析、時系列分析等についても検討し盛り込むこと。

6 納入成果物

(1) 成果物

次の表は、成果物及び納入期限の一覧である。有識者との打合せの結果、方針変更などにより成果物が納入できない場合は、センターの承認を得ること。

No.	成果物	概要	納入期限
1	業務実施計画書	本業務における作業全体スケジュール（WBS等）、作業体制、作業実施概要、機密体制等を記載したもの。	契約締結後10営業日以内。 体制に変更があった場合は、変更日から10営業日以内。
2	会議・打合せ資料	有識者及びセンターとの会議等に係る資料。	会議等実施の日の3営業日前まで。
3	議事要旨	上記会議等の検討結果の	会議等実施後3営業

		要旨（詳細な議事録は不要）。	日以内。
4	分析結果報告書	データ分析結果を報告する書面。内容等について、あらかじめセンターの了承を得た上で提出すること。	令和9年3月末までの間でセンターと協議の上、決定する期日。
5	その他	集計に当たり作成した中間集計表の元ファイル等	随時

(2) 成果物の納入方法

ア 成果物は Microsoft Office 形式及び PDF 形式の 2 種類のファイル形式により作成して納入すること。ただし、センターが Microsoft Office 形式のみ又は PDF 形式のみを納入するよう指定した場合はこの限りでない。また、Microsoft Office 形式での納入が困難な場合は、センターと事前に協議の上、PDF のファイル形式で作成すること。なお、成果物は、センターが維持管理できるよう体系的に整備すること。

イ 作成した電子データは、電子メール又はオンラインストレージで提出すること。なお、納入にかかる費用は受注者の負担とする。

ウ 成果物の納入に当たっては、センターにおいて成果物の改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納入すること。また、分析用辞書、分析キーワード一覧、相談 ID ごとの N-gram 情報、トピック情報、感情極性値及び深刻度指標その他分析過程で作成した関連ファイルについても、センターにおいて追加分析及び再利用が可能な形式で提出すること。

エ 成果物が外部に不正に使用されたり、納入過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納入方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。

オ 納入に当たっては、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

カ 成果物について変更、修正等が発生した場合は、その都度、速やかに必要な変更等を行い、再度納入すること。

キ 受託者が保有する特許等を用いる場合には、成果物にその旨を明記すること。

ク 受託者は(1)の納入期限に納入できるよう事前にセンターと協議すること。

(3) 成果物の納入先

日本司法支援センター本部国際室宛てメールアドレス

第5 留意事項

受託者には、本業務と同種の日本語等のテキスト分析の業務実績が複数あることが望ましい。また、事業においては、有識者との打合せの結果、さまざまなデータ分析手法を試みる必要があることから、これに柔軟に対応できるソフトウェアを有していることが望ましい。

第6 資格要件（参加資格に関する事項）

1 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度全省庁統一資格の「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた資格を有する者であること。

2 公的な資格や認証等の取得

(1) 参加者は、品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。

ア 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を、業務を遂行する組織が有していること。

イ 上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること（管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、品質管理手順規定等を提

示すること。)

(2) 参加者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。

ア 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、

「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有していること。

イ 一般財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。

第7 知的所有権・著作権

- 1 本業務の履行過程で生じた納入成果物等に関する権利(著作権法(昭和45年法第48号)第21条から第28条に定める全ての権利及び所有権を含む)は、センターに引き渡した時点で、受託者からセンターに移転する。また、受託者は納入成果物に関する著作権者人格権を行使しないこととする。
- 2 受託者は、納入成果物等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行う。なお、当該契約等の内容については、事前にセンターの承認を得ることとする。

第8 機密保持

- 1 受託者は、本業務において知り得た情報を本業務の遂行以外の目的で利用しないこと。これは、本契約終了後も同様とする。
- 2 受託者は、契約後速やかに、本業務に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取り扱いを行うための体制及び責任者を定め、センターに報告する。
- 3 本業務に関してセンターが開示した情報、契約履行過程で生じた成果物(印刷した帳票を含む。)及び本業務を履行する上で知り得た公知のものを除き一切の情報について、どのような場合にも第三者に開示又は漏らしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。
- 4 受託者は、センターが提供した全て又は一部の情報及び受託者が作業中に入手した情報を第三者に開示することが必要な場合は、あらかじめ書面でセンターの承認を得ること。

- 5 受託者は、本業務を実施するに当たりセンターから受領した情報提供テキストデータ、開示を受けた資料及びその複製等全てを、本業務終了時にセンターに返却し又は抹消等を行い復元不可能な状態にしたうえで確実に廃棄することとし、そのために必要となる措置を講じること。また、返却又は廃棄を行った場合は、速やかにセンターにその旨を報告すること。
- 6 受託者は、本業務を実施するに当たり、情報セキュリティインシデントの発生若しくは発生する可能性を認知した場合又は情報等の目的以外での利用若しくは利用する可能性を認知した場合は、速やかにセンターへ報告し、受託者の責任及び負担において、当該機密情報を回収する等、被害を最小限に抑えるために必要な措置を講じること。
- 7 本業務の機密保持につき適切な措置が講じられていることを確認するため、履行状況の定期的な報告を行うこと。履行状況が不十分である場合は、センターと協議の上、改善策を実施すること。
- 8 受託者は、その他、本業務に関する機密保持について適切な措置を講ずること。

第9 クラウドサービス及び生成 AI の利用に関する事項

- 1 受託者は、本業務の実施に当たりクラウドサービスを利用する場合、仕様書別紙2の条件を遵守すること。
- 2 データ分析に生成 AI を利用する場合は、以下の要件を満たすことをセンターに示した上で、利用についての承認を得ること。要件を満たすことが困難な事情がある場合は、センターと協議すること。
 - (1) 生成 AI は、入力されたテキスト及びデータを要約・構造化する補助機能として用いることとし、事実判断等には使用しないこと。
 - (2) 本業務に使用するデータ及び生成物は、AI モデルの学習には一切利用しないこと。また、生成物の著作権及び利用権は、センターに帰属するものとする。
 - (3) 生成 AI 利用に当たって保存されるすべてのデータ（入力データ、生成物、ログ等）は、日本国内に所在するデータセンターにのみ保存されること。

第 10 再委託に関する事項

1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- (1) 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に実施させてはならない。また、原則として、本業務の一部を第三者に実施させること（以下「再委託」という。）を禁止するものとする。ただし、受託者が本業務の主たる部分を除く一部について、あらかじめ再委託の申請を行い、センターが承認した場合はこの限りでない。
- (2) 受託者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- (3) 再委託先における情報セキュリティの確保については受託者の責任とする。再委託されることより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、本仕様書のセキュリティ対策に係る措置と同等の措置の実施を再委託先に担保させること。また、センターが再委託先のセキュリティ対策実施状況を確認できるよう、再委託先との契約内容に含めること。
- (4) 契約金額に対する再委託予定金額の割合は、原則 2 分の 1 未満とすること。

2 承認手続

- (1) 本業務の主たる部分でない一部を再委託する場合には、以下の内容を記載した「再委託承認申請書」をセンターに提出し、あらかじめ承認を受けること。

ア 再委託の相手方の商号又は名称、住所、資本関係や役員等の情報を含めた基本情報及び作業場所

イ 再委託を行う業務の範囲、再委託に従事する従業員の所属

ウ 再委託を行う理由、再委託に係る業務の履行能力（実績・情報セキュリティに係る資格・研修実績を含む）、履行体制図、インシデント対応手順、再委託予定金額

エ その他センターが求める事項

- (2) 再委託先の変更等を行う必要が生じた場合も、上記(1)を準用する。

3 再委託中の受託者の義務

受託者は、本業務において受託者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を、再委託先においても確保すること。また、受

託者は、再委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況について、センターに報告すること。

4 再委託先の契約違反等

再委託先において、本仕様書の遵守事項に違反した場合は、受託者が一切の責任を負うとともに、当該再委託先への再委託を中止しなければならない。

第 11 その他

- 1 受託者は、本業務の円滑な実施を図るため、センターと連絡を密にするとともに、本業務を実施する上で不明な事項が生じた場合は、必ずセンターと調整を行うものとする。
- 2 受託者は、センターが本契約に基づき、情報の開示又は作業の改善を求めた場合には、速やかに対応するものとする。
- 3 本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じ、又は本業務の内容を変更する必要があるときは、センターと受託者で協議し、決定するものとする。
- 4 本仕様書の内容又は解釈等に疑義が生じた場合は、センターと受託者で協議し、決定、解決するものとする。
- 5 受託者が本件受託前に提出した提案書の提案内容については、原則として本仕様書の一部としてその内容に従って履行すること。ただし、提案内容の全てを認めるものではないことから、契約後センターと協議の上、履行内容を決定するものとする。

なお、本仕様書の定めと受託者の提案内容とが重複又は相反する事項については、本仕様書の定めが優先して適用されるものとする。
- 6 受託者が本業務に係る提案書の審査において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価項目で加点を得ることを希望した場合には、契約期間中、当該認定を保持し続けること。契約期間中に受託者の当該認定が取り消された場合には、センターは必要に応じて契約解除等の措置をとることがある。

以上

情報提供テキストデータ・サンプル

データ項目は多岐にわたるが、入力のあるものは主に以下の内容である。実際は CSV 形式になっており、相談者が特定できないよう匿名化されている。「(S)」とあるものは選択式の項目だが、他は自由記述であるため、記述に揺らぎがある。

なお、日本司法支援センター（以下「センター」という。）の事務所の管轄、対応言語、FRESC 内容分類、国籍、在留資格は選択式の項目ではないが、決まった選択肢から項目を入力している。

【入力必須項目】

- ・ 対応日 (S)
- ・ 対応開始時間 (S)
- ・ 対応終了時間 (S)
 - ※対応日の混み具合や相談内容の難しさによって、相談概要を聴取してから回答するまでに、一度切電したり、相当時間待ってもらったりすることもあるため、対応開始時間と対応終了時間の差分は、必ずしも対応に要した時間とは限らない。
- ・ チャンネル（面談／電話）(S)
- ・ センターの事務所の管轄
 - ※センター国際室では、地方にある一部の事務所の電話を代行受電しているため、本来の管轄区分を記載している。
- ・ 認知媒体 (S)
 - ※不明の場合も多い。また、「その他」を選択した上で、自由記述により聴取した認知経路を記入している場合もある。
- ・ 相談者の性別 (S)
- ・ 対応言語
- ・ 年代 (S)
 - ※必須項目であるものの「不明」で入力していることが多い。
- ・ 相談分野 (S)（センター統計のための相談分類）
 - ※大分類は必須項目で、それ以外に中分類、小分類がある。
- ・ FRESC 内容分類（外国人在留支援センターの統計のための相談分類）
 - ※複数選択が可能な項目である。
 - ※相談分野及び FRESC 内容分類については、「外国人の法的トラブル」に適し

た分類項目にはなっていないため、これらを参考としつつ、分類し直す必要がある。

- ・相談概要（回答要旨を含むものと含まないものがある。後記例のとおり）

【任意の項目】

※相談内容に関係のない場合には、積極的には聴取していない（例：借金の整理をしたいという相談における相談者の国籍）。聴取した場合には入力している。

- ・住所（市区町村まで）（S）
- ・生年月日又は年代（S）
- ・国籍
- ・在留資格
- ・取次・紹介した関係機関の情報

【相談概要の例（※複数の相談例を使って作成したダミー）】

① 退職勧奨（当事者より）

【国際室】【労働相談】【労働局から引継】

【相談】

3年前から、1年契約で、欧米企業の子会社の日本法人で働いていた。2回目の契約更新をしたばかりだが、数日前に、突然「経営がよくないから辞めて。2か月分の賃金を支払う」と言われた。明日には、退職の合意書に署名するように求められている。弁護士を雇って交渉したい。

【回答】

期間の定めのある雇用契約は、「やむを得ない事由」がない限り解雇できない。「退職には同意しない。働き続けたい」と会社に対して意思表示をしたうえで、弁護士を探してください。法律相談センターなどを案内した。

② セクシャルハラスメント／在留資格等（当事者より）

【三河】【在留】【労働相談】【その他】

【相談】

特定技能の在留資格で、少し前から飲食店で働いている。社長

のセクハラがひどいので「やめたい」と言ったところ、「いますぐやめろ」といわれ、昨日、社員寮を追い出された。もともと、技能実習で来日し、特定技能に移行後に職種を変更した。辞めるのはいいが、生活や年金、税金、在留資格が心配。

【回答】

まず安全確保のために、親族の家に避難すること。そのうえで、退職証明、離職証明、健康保険資格喪失証を請求してください。

前職の離職票を見ると、失業保険を受給できる。ハローワークで申請してください。税金、年金の仕組み、窓口を説明。3か月以内に再就職すれば在留資格の心配もないことを説明。

セクハラについての損害賠償請求については、後日希望があれば対応することとした。

③ ドメスティックバイオレンス／離婚（自治体職員より）

【国際室】【在留】【地方公共団体等支援】

【相談】

フィリピン国籍のDV被害者（日配）が、夫（日本国籍）からのひどいDVに苦しんでいる。子供は2人いて、1人は当事者の連れ子、もう1人は夫との間の子で日本国籍を持っている。

シェルターに保護したいが、当事者が、一時保護によりパートの仕事ができなくなることにより、在留資格も失うのではないかと心配している。

【回答】

DVについては入管も配慮してくれるため、シェルターに保護して安全確保を優先すべき。離婚手続中は日配を更新でき、日本国籍の子の親権を取れば、在留資格を定住に変更することが可能である。連れ子も、母について定住になると思われる。一時的に無職になっても、安全を確保することが最優先なので、よく説明してあげてください。

④ 債務整理（当事者より）

【浜松】【その他】

【相談】

昨年 11 月に病気になり仕事ができなくなった。車のローンが 300 万円、クレジットカードの負債が 100 万円くらいある。

【対応】

自己破産を勧め、弁護士との面談相談につないだ。

⑤ 交通事故（NPO 職員より）

【国際室】【その他】【地方公共団体等支援】

【相談】

外国籍の子どもが、自転車で歩行者に衝突し、相手がケガをした。被害者から、数十万円、数万円と請求され、親がその都度支払っている。周囲の人が、このままだとずっと請求されると心配している。

【回答】

弁護士に相談して、示談を交わしたほうがいい。相談先を案内した。

クラウドサービス利用の条件

1 クラウドサービスの選定、利用に関する要件

使用する分析ツールがクラウドサービスの場合は、以下の要件を満たすこと。

(1) 日本司法支援センター（以下「センター」という。）の情報資産の保護
ア 情報資産を管理するデータセンターの物理的所在地が日本国内であること。

イ センターの指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。

ウ 障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンターに移管されないこと。

エ クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。

オ 情報資産の所有権がクラウドサービス提供者に移管されるものではないこと。

カ センターが要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。

キ 法令や規制に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。

ク 情報資産が残留して漏えいすることがないように、必要な措置を講じること。

(2) 技術的条件

クラウドセキュリティに関する次のいずれかを取得していること。

ア 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）クラウドサービスリストに登録されており、言明範囲に含まれるクラウドサービスであること。

イ ISO/IEC 27017 又は ISMS クラウドセキュリティ認証制度に基づく認証を取得していること。また、個人情報の利用においては、ISO/IEC27018 又はプライバシーマーク（JIS Q 15001）の認証を取得していること。

ウ 内部統制の保証報告書（SOC 報告書（Service Organization Control Report）の Type2 の SOC2 又は type3 の SOC3 で1年以内のもの）の写しを提出可能なこと。ただし、当該監査で選択したトラスト原則に「セキュリティ」が含まれること。

エ クラウド情報セキュリティ監査制度に基づく CS マークが付されていること。

(3) その他の要件

ア クラウドサービスの契約を終了する場合、クラウドサービス上に保存されたセンターのデータについて、クラウドサービス上において復元できない形で抹消されること。

イ クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡を保存し、センターが確認できること。また、ログの不正な改ざんや削除、漏えい等を防止するための措置（ログに関するアクセス制御等）を備えること。なお、証跡は1年間以上保存すること。

ウ クラウドサービス上で取扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うことが可能であること。

エ クラウドサービスの利用者が、自らの意思によりクラウドサービス上で取扱う情報を確実に抹消できること。

オ バックアップやレプリケーションをリアルタイムで別拠点、又はメインと別の媒体で保管され可用性が保証されている環境のデータセンターに保管し、災害復旧で活用可能なことが望ましい。

2 クラウドサービスを利用する場合の取扱い

クラウドサービスを利用する場合は、当該サービスに係る設定情報その他センターが必要とする情報一式を取りまとめてセンターに提出すること。

外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託
提案書提出要領

日本司法支援センター

第1 概説

提案者は、「外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託 調達仕様書」（以下「仕様書」という。）を踏まえ、本要領及び日本司法支援センター（以下「センター」という。）提示事項等に従って、提案書（関連資料を含む。以下同じ。）を作成の上、提出すること。

本要領に基づかない提案書については、提案を不合格とする場合があるので留意すること。

なお、提案書の作成に係る費用は、すべて提案者の負担とする。

第2 提案書等の提出要領

1 提出資料

- (1) 提案書
- (2) 会社概要
- (3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業で以下の認定を有する場合は、認定書類の写し（任意）
 - ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条又は第12条に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし認定）
 - ② 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく認定（トライくるみんな又はくるみんな、プラチナくるみんな認定）
 - ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定（ユースエール認定）

2 提出期限

令和8年7月16日（木）17時00分

3 提出先

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター 本部総務部財務会計課

電話 : 050-3381-1573

E-mail : keiyaku@houterasu.or.jp

4 提案書等の提出部数

正本データ 1部及び副本データ 1部

なお、持参又は郵送等で提出する場合は、上記データをまとめて保存した電磁的記

録媒体（DVD-R等）1部及び紙媒体の正本1部を提出すること。

電磁的記録媒体による提出物は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、不正プログラムが混入することがないように適切に対処すること。

5 提出方法

電子メール、持参又は郵送等により提出すること。

電子メールにより提出する場合は、上記3のメールアドレスまで提出すること。メール表題は、「【企画競争書類提出】外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託 ○○社」とすること。

郵送等により提出する場合は、封筒に「外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託」と朱書きし、簡易書留等追跡可能な方法により、提出期限必着で送付すること。

第3 提案書の記載事項

提案書は、日本産業規格A列4番（図表等について、A列4番で示すことが困難なものは、A列3番を使用し、折りたたんで提出すること。）を使用し、日本語により横書きで作成すること。また、目次及びページ番号を付すこと。

業界独自の専門用語を使用する場合は、注釈を付す等し、審査する者が専門的知識を有していなくとも理解できるようにすること。

1 表紙

提案書正本の表紙には、以下(1)から(3)の事項を記載し、副本の表紙には、(1)のみ記載すること。副本には、企業名称、代表者指名等、提案者が特定できるような情報を記載しないこと。

- (1) 表題（外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託に関する提案書）
- (2) 提案者名、代表者名、所在地、提案書作成・提出に係る担当部署名、責任者及び担当者名、連絡先（電話番号、メールアドレス）
- (3) 提案書作成日

2 提案内容

提案書に、以下の内容を記載すること。

(1) 本業務の実施方法・スケジュール

仕様書「第4 委託業務の内容及び履行期限」を踏まえ、本業務の目的を達成する上で適切かつ具体的な実施方法を提案されたい。その際、仕様書第4の3から5に記載した業務については、そのすべてを記載・提案する必要がある。なお、提案者が必要かつ有益と考える場合には、これらの項目を補うための方法を積極的かつ具体的に提案されたい。

提案には、契約締結後から履行完了までの現実的なスケジュールを、具体的に記載することとする。

(2) 業務実績

仕様書「第5 留意事項」で求めている受託者の業務実績について、案件名、内容、規模、受注先（公共機関・民間企業の別）を具体的かつ詳細に記載すること。

(3) 本業務の実施体制

提案者は、本業務を実施する上での実施体制（本業務に従事する者の業務実績、プロジェクト実施体制図等）について、具体的に記載すること。その際、仕様書「第6 資格要件 2 公的な資格や認証等の取得」に記載された条件を満たすことが分かるよう、記載すること。

(4) プレゼンテーションの実施

提案書の提出に加えて、上記(1)～(3)に関するプレゼンテーションを提案者ごとに実施する。提案者は、提出した提案書をもとに説明を行うこと。提案書と異なる内容及び追加資料の配布は認めない。スライドを用いてプレゼンテーションを行う場合に必要なディスプレイ及びケーブル（HDMI）はセンターにおいて準備する。

① プレゼンテーション実施日

令和8年7月24日（金）

実施場所、開始時間は別途センターから連絡する。

② 出席者及び所要時間

出席者は、各提案者あたり6人以内とし、所要時間は、1社につき質疑応答を含めて最長で40分（説明時間30分、質疑応答時間10分）とする。

③ 開催形式

センター本部会議室内での対面方式とする。ただし、Microsoft Teams によるWeb方式にも対応できるようにすること。

第4 選定基準

「外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託 評価要領（以下「評価要領」という。）」及び「外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託 評価基準表」のとおり。

第5 機密保持

本件企画競争に参加する者は、次の機密保持に関する義務を負う。

- 1 本件企画競争に関し、センターが提供した全ての情報を第三者に開示し、又は漏えいしないこと。
- 2 本件企画競争に関し、入手又は知り得た情報を第三者に開示することが必要な場合、あらかじめセンターの承認を得ること。
- 3 その他、本作業の機密保持に関して適切な措置を講ずること。

第6 その他

- 1 次に掲げるものに該当する提案書は、無効とする。
 - (1) 参加資格のない者が提出した提案書
 - (2) 本要領の規定に違反した提案書
 - (3) センターが提案等について説明又は追加資料の提出を求めた場合にこれに応じないもの
 - (4) その他契約担当者等が提出書類を不完全なものと認めたもの
- 2 提出書類は、書類内容及び評価要領に基づく審査を行い、選定の是非を決定する。
- 3 提案書等作成に要する経費は、提案者の負担とする。
- 4 提出された提案書らは返却しない。
- 5 提出された提案書は、本調達に係る事務以外の二次利用は行わない。また、法令に定める場合を除き第三者への開示は行わない。

以上

外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託 評価要領

日本司法支援センター

本評価要領は、日本司法支援センターにおける「外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託」に係る企画競争の評価手続及び評価方法について定めたものである。

第1 評価方法

日本司法支援センター理事長が指定する者5名を委員とする選定委員会を設置し、別紙「外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託 評価基準表（以下「評価基準表」という。）」に記載の評価項目について、本業務の要求仕様を実現する上で最も適正と判断される提案を、次の要領により選定する。

- 1 選定委員会の各委員は、評価項目について、それぞれが採点表に記入することにより、各提案者から提示された提案書等の評価を行う。
- 2 各委員の採点を集計し、評価点数とする。

第2 評価手順

「外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託 提案書提出要領」に基づき提出された提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、評価を行う。

評価点数の計算方法

評価点数(満点 2,000 点) = 基礎点(満点 200 点) + 加点(満点 1,800 点)

- 1 評価基準表の各評価項目は必須項目を評価する「基礎点」と加点項目を評価する「加点」で構成される。
- 2 評価基準表の必須項目について、全ての要件を遵守・実現することができるのと全ての委員が判定した場合に「合格」とし、基礎点（合計 200 点）を付与する。

必須項目のうち一つの項目でも、要求仕様を遵守・実現することができないと判定された場合は「不合格」とし、その後の評価は行わない。

3 上記2で「合格」となった提案書について、評価基準表の加点項目の「内容」に沿って評価を行う。

各委員は、評価基準表に基づきAないしDの評価を行い、評価に応じた得点を付与する。

加点項目の評価、評価基準及び得点を表1に示す。

4 基礎点と各委員の加点を合計した評価点数が高い者を契約候補者として決定する。

表1. 加点項目の評価、評価基準及び得点

評価	基準	得点		
		配点 60点	配点 30点	配点 20点
A	具体性があり、非常に有効な提案となっているもの 実績の場合は著しく品質が高いこと	60点	30点	20点
B	具体性があり、有効な提案と認められるもの 実績の場合は品質が高いこと	40点	20点	13点
C	おおむね妥当な提案であるもの 実績の場合は一定の品質を有すること	20点	10点	7点
D	必要事項の記載が無いもの又は具体性がないもの 実績の場合は実績が乏しいもの	0点	0点	0点

なお、評価基準表の評価項目中「ワーク・ライフ・バランス等推進企業であることの認定」について、複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い認定区分により加点する。

第3 評価項目

評価基準表のとおり。

外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託 評価基準表

評価項目	必須/加点	内容	必須	加点				項目合計
				A	B	C	D	
資格要件	必須	「仕様書第6 2 公的な資格や認証等の取得」記載の要件を満たしているか。	○					
本業務の実施方法、スケジュールの具体性・妥当性・独創性	必須	要領第3の2(1)、仕様書第4の3から5記載の3項目について、これら項目の全てを踏まえた提案がなされている。	○					
	必須	本業務の実施スケジュールが具体的かつ現実的なものとなっている。	○					
	加点	効率性が高い実施スケジュールが提案されている。	-	20	13	7	0	200
	加点	センターの組織・業務について十分に理解した上での提案がなされている。	-	30	20	10	0	
	加点	本業務で分析するデータの特性を理解した上での提案がなされている。	-	30	20	10	0	
	加点	本業務の目的を達成する上で、適切かつ具体的な実施方法(仕様書第4部分)が提案されている。また、提案内容に独創性がある。	-	60	40	20	0	
	加点	仕様書に記載された実施方法以外に、提案者が必要かつ有益と考える方法が、具体的に提案されている。	-	60	40	20	0	
業務実績等	加点	組織としてデータ分析の経験・実績が豊富であり、それを示す資料と合わせて提案されている。	-	30	20	10	0	90
	加点	上記データ分析の経験・実績の中に、本業務と同種のものが含まれている。	-	30	20	10	0	
	加点	データ分析手法が変更となった場合に、柔軟に対応できるソフトウェアを有している。	-	30	20	10	0	
組織としての調査実施体制	加点	本業務を遂行可能な人員体制が提案されている。 不足の事態が発生した場合にも遅滞なく対応可能な業務体制が提案されている。	-	30	20	10	0	30
提案のわかりやすさ	加点	提案書の記載が分かりやすい。プレゼンテーションにおける説明、受け答えが分かりやすい。 本事業を遂行する上で、十分なコミュニケーション能力を有している。	-	30	20	10	0	30
ワーク・ライフ・バランス等推進企業であることの認定	加点	次の区分により加点する。 なお、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 ○女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業)等 プラチナえるぼし(10点) えるぼし3段目(8点) えるぼし2段目(7点) えるぼし1段目(4点) 行動計画のみ(2点) ○次世代法に基づく認定(くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業) プラチナくるみん(10点) くるみん(令和7年4月1日以降の基準)(8点) くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)(7点) トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準)(7点) くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(6点) トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)(5点) くるみん(平成29年3月31日までの基準)(4点) 行動計画(令和7年4月1日以降の基準)(2点) ○若年雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)(8点)	-		/10			10
※評価基準表中の「要領」は、「外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託 提案書提出要領」、 「仕様書」は、「外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託 調達仕様書」を指す。 ※必須項目のうち一つの項目でも、要求仕様を遵守・実現することができないと判定された場合は「不合格」とし、加点項目の評価は行わない。			基礎点	加点				
			40	360				
			満点 400点					

質 問 書

件名：「外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託」

日 付 令和 年 月 日

所在地

会社名

担当者

電 話

F A X

E-mail

項番	区 分	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	仕様書〇(〇)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格：日本産業規格A列4番縦長横書き

エクセルファイルで作成・送付のこと

【別紙】

履 行 確 約 書

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、令和8年6月16日付け公示の「外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託」に係る企画競争に関する仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、提案書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所
会社名
代表者

印

担当者
氏 名
連絡先

※担当者の氏名、連絡先を記載した場合は、代表者の押印省略可

会 社 名

担当者氏名

(FAX番号)

(メールアドレス)

日本司法支援センター

プレゼンテーション開始時刻通知書

貴社から提出がありました「外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託」に係る提案書のプレゼンテーション開始時刻は、以下のとおりです。

日 時：令和8年7月24日（金）

午前 ・ 午後 時 分から開始

※当日は、10分前に御来訪願います。

会 場：東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 会議室

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部総務部財務会計課第二係 木村

電話 050-3381-1573

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

担当者

氏 名

連絡先

（注）担当者の氏名、連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

契 約 書

1. 件 名 外国人等への情報提供データのテキスト分析業務委託
2. 仕 様 別添仕様書のとおり
3. 履行場所 別添仕様書のとおり
4. 履行期限 別添仕様書のとおり
5. 契約金額 金●●●●●●円
(うち消費税及び地方消費税相当額●●●●●●円)

頭書の業務について、日本司法支援センター（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり、請負契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が別添仕様書に基づく業務（以下「本件業務」という。）を行い、甲が契約代金を支払うことを目的とする。

（監督）

第2条 甲は、乙による本件業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する監督者その他の者（以下「監督者等」という。）を乙に事前に通知の上、乙の通常営業時間内に乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。

2 乙は、監督者等の職務に協力しなければならない。

3 甲又は監督者等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面で変更又は改善の指示をすることができる。

（検査）

第3条 乙は、本件業務を完了したときは、その業務の完了を確認するための甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、本件業務が完了した旨の届出があったときは、その日から10日以内に前項の検査を行うものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、甲の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（契約代金の請求及び支払）

第4条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。乙が消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の

2に定める適格請求書発行事業者である場合は、同法第57条の4第1項各号に掲げる事項を請求書、納品書その他これらに類する書類に記載しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセント（本契約期間中に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定められた率が改定された場合、改定後の期間に係る率は、改定後の率とする。）の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息の額が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

（再委託）

第5条 乙は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託することはできない。

2 乙は、本件業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

（再委託に関する内容の変更）

第6条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（履行体制）

第7条 乙は、再委託先から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称、住所及び委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに書面により甲に届け出なければならない。ただし、商号若しくは名称又は住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

3 前項の場合において、甲は本件業務の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第8条 乙は、本件業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号に従うこと。

(1) 乙は、本件業務の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。

(2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。

(3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。

(4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承諾を受けること。

(5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本件業務の終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を作成し、甲に提出すること。

(6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。

(7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」

を提出し、甲の承認を受けること。

(8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。

(9) 乙は、本件業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。

(10) 乙は、乙及び再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。

(11) 乙は、本件業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。

(12) 乙は、本件業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても漏えいしないこと。

(13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。

(14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。

3 乙が第1項各号のいずれかに違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第9条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(期限の延長)

第10条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、延長の可否及び日数は、甲乙が協議して定めるものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲は、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。

3 前項の遅延料は、遅延日数1日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

（甲の契約解除権等）

第11条 甲は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 本件業務の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。

(2) 履行期限内に本件業務を履行する見込みのないことが明らかに認められたとき。

(3) 乙が本契約の条項に違反したとき。

2 前項各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

3 前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

5 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

6 第1項、第4項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

（損害の賠償）

第12条 乙は、債務不履行その他原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（談合等の不正行為に係る契約解除）

第13条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。)の規定による排除措置命令を行ったとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪に係る有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1

項の規定による課徴金の納付命令（同法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、本件業務の履行が完了した後においても効力を有する。

（属性要件に基づく契約解除）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 16 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(再委託先等に関する確約)

第 17 条 乙は、前 2 条各号のいずれかに該当する者(以下「解除対象者」という。)を再委託先等(再委託先(再委託以降の全ての受託者を含む。))及び乙が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再委託先等に関する契約解除)

第 18 条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第 19 条 甲は、乙が第 15 条及び第 16 条の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

3 甲は、第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 乙は、甲が第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

6 乙が第 1 項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をするまでの日数に

応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 20 条 乙は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下単に「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第 21 条 甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを修補する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

2 甲は、相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その期間内に追完がないときは、乙に対してその不適合の程度に応じて契約代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに契約代金の減額請求をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、乙に対して、第 12 条に規定する損害の賠償を請求することができる。

4 甲は、前 3 項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから 1 年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。ただし、契約不適合に係る期間について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

(所有権)

第 22 条 本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする

る。

(知的財産権の帰属等)

第 23 条 本契約により納入される成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。

2 乙は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、甲及び甲が指定する第三者に対して、成果物に係る著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないものとする。

3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。

4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。

5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

(過失責任)

第 24 条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(危険負担)

第 25 条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(割合的報酬)

第 26 条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第 3 条の規定に準じて甲の検査を受けなけ

ればならない。

(秘密の保持)

第 27 条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第 28 条 本契約に関しては、乙は、保証金の納付を要しない。

(管轄裁判所)

第 29 条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第 30 条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター
理 事 長 白 石 史 子

乙 東京都●●区●●町……
●●株式会社
代表取締役 ● ● ● ●
(登録番号 T-*****)